	二		
海岸保全施設整備事業費補助	農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）	治山事業費補助	森林環境保全整備事業費補助
水源林造成事業費補助	美しい森林づくり基盤整備交付金	林業用施設等災害復旧事業費補助	水産物供給基盤整備事業費補助
水産資源環境整備事業費補助	漁村総合整備事業費補助	水産基盤整備調査費補助	漁港施設災害復旧事業費補助
沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業のうち森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業に係るものに限る。）	地方創生整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金のうち林野庁の所掌に係る生活水処理施設整備推進交付金のうち水産庁の所掌に係るもの	及び地方創生港整備推進交付金に限る。）	福島再生加速化交付金（農山村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業に係るものに限る。）

		建物			
豚	三	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
綿羊種付用	四	事務所用のもの及び左記以外のもの	五〇	事務所用のもの及び左記以外のもの	三八
		寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七	寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
		病院用のもの	三九	変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
		変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八	病院用のもの	二九
		公衆浴場用のもの	三一	公衆浴場用のもの	二七
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二四	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二〇
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時貯蔵するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時貯蔵するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五
		その他のもの		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	二一	冷蔵倉庫用のもの	一九
		その他のもの	三一	その他のもの	二六
		その他のもの	三八		三一
		れんが造、石造又はブロック造のもの		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
		事業所用のもの及び左記以外のもの	四一	事務所用のもの及び左記以外のもの	三〇
		寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八	寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七
		病院用のもの	三六	変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
		変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四	病院用のもの	二四
		公衆浴場用のもの	三〇	公衆浴場用のもの	一九
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時貯蔵するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時貯蔵するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
		その他のもの		その他のもの	二四
		倉庫事業の倉庫用のもの		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	二二
		冷蔵倉庫用のもの	二〇	事務所用のもの及び左記以外のもの	一九
		その他のもの	三〇	寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
		その他のもの	三四	変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九